

秋 田 市 教 育 委 員 会
令 和 7 年 4 月 定 例 会
(当日配布資料)

【資料目次】

付議案件

- 議案第 8 号 職員の人事について承認を求める件 … 1
議案第 9 号 秋田市立小、中学校管理規則の一部改正について承認を求める件… 3

定例会資料：議案第 8 号
令和 7 年 4 月 4 日
教育委員会総務課

議案第 8 号

職員の人事について承認を求める件

職員の人事については、急を要したので秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和31年秋田市教委規則第5号）第4条の規定に基づき、別紙のとおり、教育長が臨時に代理して処理した。

令和 7 年 4 月 4 日提出

秋田市教育委員会

教育長 佐 藤 孝 哉

令和7年4月1日付け人事異動（併任・次長級）

次長級

発令内容（新しい所属・職）	（現在の所属・職）	氏 名
副理事	観光文化スポーツ部副理事 兼秋田市民交流プラザ管理室長 兼市民生活部副理事 兼子ども未来部副理事	清 水 幸 代

解除 次長級

発令内容（新しい所属・職）	（現在の所属・職）	氏 名
教育委員会職員併任を解く	副理事	清 水 英 樹

定例会資料：議案第 9 号
令和 7 年 4 月 4 日
学校教育課教職員室

議案第 9 号

秋田市立小、中学校管理規則の一部改正について承認を求める件

秋田市立小、中学校管理規則の一部改正については、急を要したので秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和31年秋田市教委規則第5号）第4条の規定に基づき、別紙のとおり、教育長が臨時に代理して処理した。

令和 7 年 4 月 4 日 提出

秋田市教育委員会

教育長 佐 藤 孝 哉

秋田市立小、中学校管理規則の一部を改正する件

秋田市立小、中学校管理規則の一部を次のように改正する。

令和 7 年 4 月 1 日

秋田市教育委員会

教育長 佐 藤 孝 哉

秋田市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則

秋田市立小、中学校管理規則（昭和32年秋田市教育委員会規則第2号）
の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市立小、中学校管理規則の一部改正

第1 改正理由

秋田県人事委員会規則の改正に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。

第2 改正要旨

- 1 第15条関係（休日および休暇）
特別休暇の名称変更に伴い、規定を整備するもの
- 2 附則関係
施行は、公布の日からとするもの

秋田市立小、中学校管理規則新旧対照表

改 正 案	現 行
第 1 条～第14条の 6 （略） （休日および休暇） 第15条 （略） 2 （略） 3 人事委員会規則に規定する休暇（年次休暇、出産休暇、保育休暇、<u>健康管理休暇</u>、結核性疾患による病気休暇および介護休暇を除く。）および休暇規則第14条第 1 項の表第15号に規定する休暇は校長が承認する。ただし、校長の休暇は教育長が承認する。 4 および 5 （略） 以下 （略）	第 1 条～第14条の 6 （略） （休日および休暇） 第15条 （略） 2 （略） 3 人事委員会規則に規定する休暇（年次休暇、出産休暇、保育休暇、<u>生理休暇</u>、結核性疾患による病気休暇および介護休暇を除く。）および休暇規則第14条第 1 項の表第15号に規定する休暇は校長が承認する。ただし、校長の休暇は教育長が承認する。 4 および 5 （略） 以下 （略）